

松江市監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 24 年 9 月 6 日付け松江市監査委員告示第 8 号で公表した行政監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 24 年 10 月 1 日

松江市監査委員 小松原 操
松江市監査委員 児玉 泰州
松江市監査委員 加藤 富章

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(1) 今後の財産管理の考え方、財産管理の指針を策定されたい。</p> <p>(2) 財産活用を推進するための取組みとして、具体的な公用又は公共用の利用が見込まれない未利用地については売却を推進し、売却が困難又は不適当な場合は貸付を図るなど、個別事情に即して活用手段を検討されたい。</p> <p>(3) 一団の土地について複数の目的が設定されたケースがあったが、財産台帳では重複登録されており、正確な把握がなされておらず、また、事故等に対する責任が明確であるともいえないため、図面上に境界線を明示するなど措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 今年度、公共施設の現状を分析した公共施設白書作成にあわせ、統一的な財産管理の指針作成に取り組んでまいります。(管財課)</p> <p>(2) 現在、施設の詳細データを集約した公共施設カルテを基に、「公共施設として活用する財産」「売却を進める財産」等に仕分けを行っており、今年度中を目途に利活用方針を決定し、具体的な活用に取り組んでまいります。(管財課)</p> <p>(3) 関係課と協議し、利用実態に合わせて線引きし振り分ける等の方法で所管課及び責任の明確化を図ってまいります。(管財課)</p>